

■第366回食品安全委員会

日時：平成23年2月10日（木）14：00～14：44

傍聴者：4名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「トリアゾホス」に係る食品健康影響評価について

・「トリアゾホスの一日摂取許容量（ADI）を、0.00041mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2）農薬「トルフェンピラド」に係る食品健康影響評価について

・「トルフェンピラドのADIを、0.0056mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺虫剤で、キャベツ、もも等に使用し、はくさい、いちご等への適用拡大申請がされています。

3）農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価について

・「ベンチアバリカルブイソプロピルのADIを、0.069mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺菌剤で、きゅうり、ぶどう等に使用し、すいか、かぼちゃ及びアスパラガスへの適用拡大申請がされています。

4）農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について

・「マンジプロパミドのADIを、0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺菌剤で、だいず、トマト等に使用します。はくさい、ピーマン等への適用拡大申請及びホップへのインポートトレランス（国外で使用する農薬等に係る残留基準）設定の要請がされています。

5）農薬「ヨウ化メチル」に係る食品健康影響評価について

・「ヨウ化メチルのADIを、0.005mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊殺虫剤で、メロン、トマト、くりに使用し、しょうが等への適用拡大申請がされています。

6）遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズ

MON87701系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊チョウ目害虫に対して抵抗性を持つダイズです。

（2）食品安全関係情報（1月15日～1月28日収集分）について

・事務局から報告。

（3）その他

・既に評価が終了している動物用医薬品「グリチルリチン酸モノアンモニウム」及び「グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）」の評価書について、一部改訂の上、リスク管理機関へ通知することとなった。